

7 政令別表第1(6)項ロ、ハ及びニ
(老人短期入所施設、老人デイサービスセンター、幼稚園、特別支援学校等)

省令第1条の3第1項(表)

【ロ及びハに掲げるもの】

従業者の数と、老人、乳児、幼児、身体障害者、知的障害者その他の要保護者の数と合算して算定する

【ニに掲げるもの】

教職員の数と、幼児、児童又は生徒の数とを合算して算定する。

算定要素の定義

ア 「老人、乳児、幼児、身体障害者、知的障害者その他の要保護者の数」の取扱いは、次によること。

(ア) 就寝施設部分は、就寝施設を使用できる最大人数

(イ) 通所施設部分は、通所施設部分を担当する従業者で対応できると事業所側が想定している要保護者の最大人数

ただし、最大人数と現状で対応している要保護者の数に隔たりかおる場合には、実態に応じて得た人数とすることができる。

イ 「幼児、児童又は生徒」の数は、現に在籍する児童等の人数とすること。